

# 農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する 北海道基本計画（素案）の概要

## ～生産力向上と持続性の両立をめざして～

【根拠法令】 みどりの食料システム法(令和4年7月1日施行)

【趣旨等】

農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、農林漁業に由来する環境への負荷低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度の創設等を講ずる。

- ・ 国は、環境負荷低減事業活動（土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減又は温室効果ガスの排出量の削減等）の促進の意義、目標等に関する「基本方針」を定める。
- ・ 基本方針に基づき、都道府県及び市町村は、共同して、環境負荷低減事業活動の促進に関する「基本計画」を作成する。
- ・ 「基本計画」は、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」を知事が認定する際の基準となるもの。
- ・ 認定された農林漁業者は、環境負荷の低減に必要な機械・施設等を導入する場合に、農業改良資金等の償還期限の延長（10年→12年）や、所得税・法人税の負担が軽減される特別償却（機械等32%、建物等16%）の支援措置が受けられる。

## 第1章 北海道基本計画について

### 1 計画策定の趣旨

本計画は、「みどりの食料システム法」に基づく農林漁業者の環境負荷低減事業活動などを促進することにより、本道の農林漁業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域として食料自給率の向上に寄与し、国民の食を支える役割を果たしていけるよう、北海道と道内179市町村の共同により策定。

### 2 計画の位置付け

「みどりの食料システム法」第16条に基づき、都道府県及び市町村が共同で作成する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」。

### 3 計画期間

令和4年度（2022年度）から8年度（2026年度）までの、おおむね5年間。

## 第2章 農林漁業における環境負荷低減に関する基本的な方針

### 1 農林漁業における環境負荷低減の意義

農林漁業は、土地や水、生物資源などの自然資本に立脚しており、環境の変化による影響を受けやすく、また、その事業活動を通じて環境に直接作用する産業であり、農林漁業における環境負荷低減の取組は、農林漁業の持続的な発展と食料の安定供給に資するとともに、食料安全保障の確立にも寄与。

### 2 「みどりの食料システム戦略」と「みどりの食料システム法」

「みどりの食料システム戦略」では、2050年までにめざす姿として、農林水産業のCO2ゼロエミッション化や化学農薬の使用量の50%低減、化学肥料の使用量30%低減、有機農業の取組割合を25%（100万ha）に拡大といった目標を掲げ、「みどりの食料システム法」では、環境負荷低減事業活動等の認定制度が創設。

### 3 農林漁業分野における温室効果ガスの排出の状況と「ゼロカーボン北海道」のめざす姿

温室効果ガスの農林漁業分野における排出量は、一次産業を基幹産業とする本道では、家畜の飼養頭数が多いことなどから、農林漁業分野の排出割合が全国と比べて2.5倍。

北海道では、2050年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」を目指しており、農林漁業においても温室効果ガスの排出削減と再生可能エネルギーの活用に取り組むことが重要。

### 4 道の農林漁業における環境負荷を低減する取組の状況

農業分野では、全国に先駆けて平成3年度(1991年度)から、健全な土づくりを基本に化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業や、これらを基本的に使用しない有機農業など、環境と調和した農業を推進。

林業分野では、森林吸収源対策として、人工林の計画的な伐採と植林、優良種苗の安定供給など活力ある森林づくりを推進。

漁業分野では、ブルーカーボンに資する藻場・干潟の保全や生態系の維持・回復などの取組を支援。

### 5 農林漁業における環境負荷低減の推進に向けた対応方向

省エネルギー型の農林漁業機械・機器やスマート農林漁業技術の導入加速化、再生可能エネルギーの導入促進などによる温室効果ガス排出量の削減、道総研や民間企業などと連携した新たな技術の開発や普及を推進。

農業分野においては、クリーン農業や有機農業など環境保全型農業の取組拡大を一層推進。

さらに、本計画においては、「みどりの食料システム法」に基づく農林漁業者の環境負荷低減事業活動等の内容を定め、農林漁業者による環境保全型農業や温室効果ガス排出量の削減に資する活動を促進。

## 第3章 環境負荷低減事業活動などの促進に関する事項

### 1 環境負荷の低減に関する目標

環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標は、次のとおりとします。

指標名	基準値	目標
燃料燃焼によるCO <sub>2</sub> 排出量	(平成25(2013)年度) 153万 t-CO <sub>2</sub> (農業)	(令和12(2030)年度) 136万 t-CO <sub>2</sub> (農業) (▲10.6%)
化学農薬使用量	(令和元(2019)農薬年度) 29.8kg/ha	(令和12(2030)農薬年度) 26.8kg/ha (▲10%)
化学肥料使用量	(平成28(2016)肥料年度) 468.5kg/ha	(令和12(2030)肥料年度) 374.8kg/ha (▲20%)
YES!clean農産物作付面積	17,734ha (H30年度)	20,000ha (R6年度)
有機農業取組面積	4,817ha (R2年度)	11,000ha (R12年度)
GNSSガイダンスシステムの累計導入台数	11,530台 (H30年度)	26,000台 (R7年度)

## 2 環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

北海道において環境負荷低減事業活動として求められる事業活動は、次のとおり。

### (1) 土づくりと化学肥料・化学農薬の削減を一体的に行う事業活動

有機農業や特別栽培農産物、持続性の高い農業生産方式の導入など。

### (2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

農林業機械・漁船の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替、ヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入、水田作における稲わらのほ場からの搬出及び堆肥化など。

### (3) その他

土壌への炭素の貯留に資する生産方式、化石資源由来のプラスチック使用量の削減に資する生産方式の導入など。

## 3 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

該当なし

## 4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

「基盤確立事業」とは、先端的な技術の研究開発や新品種の育成などを行う事業で、北海道では、道総研や民間企業などと連携し、新たな技術の開発や普及を推進。

- ・ センシング技術等を活用した土壌診断や栄養診断の高度化、施肥管理法改善等による化学肥料削減技術の開発
- ・ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）や難防除病害虫の防除対策技術の開発
- ・ 気候変動などによる新規・特異発生病害虫等に対応する技術の再構築
- ・ ICT・AIなどの先端技術を活用した省力化技術の開発
- ・ 収量・品質を維持する安定した有機農業やクリーン農業技術の開発 など

## 5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物及び加工品の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物及び加工品の流通及び消費を促進するため、地産地消の観点から「愛食運動」を総合的に展開。

クリーン農業や有機農業は、環境への影響を低減する農業生産の方法であることから、その農産物等の流通及び消費の促進について、次の取組を推進。

### (1) クリーン農業

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりや化学肥料・化学農薬の使用を最小限に留めるクリーン農業の重要性などを農業者に啓発し、クリーン農業の拡大を推進。  
クリーン農業の温室効果ガスの発生抑制や生物多様性保全の効果などについて広く発信し、消費者や流通・販売事業者の理解を促進。

### (2) 有機農業と有機農産物

有機農業が環境に対する負荷を低減させ、SDGsやカーボンニュートラルに資する農業生産方式であることへの消費者の理解を醸成する取組を推進。  
量販店や宅配・インターネットなど様々な販売チャンネルにアプローチしつつ、情報提供やマッチング、流通コスト低減に向けた取組などを推進。

## **6 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項**

### **(1) 道の推進体制**

庁内関係部局と横断的な連携を図りながら、効率的で実効性のある施策を推進。

### **(2) 道と市町村、農林漁業者等との連携・協働**

農林漁業者の主体的な取組を基本に、道や市町村をはじめ農林漁業団体や試験研究機関などが、それぞれの役割に応じ、創意と工夫による連携・協働の取組を推進。

また、市町村と連携し、モデル的な取組の創出に向けた特定区域の設定を推進。

### **(3) 進行管理**

計画の推進に大きな影響がある場合には、計画の見直しなど必要な措置を行う。